

# 大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における実験制御端末への遠隔接続ガイドライン

(SPring-8/SACLA 遠隔接続ガイドライン)

第 1 版

令和 4 年 1 月 14 日

SPring-8 データ・ネットワーク委員会

## 第 1 条(趣旨)

本ガイドラインは、「大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワーク管理・運用体制規約」(以下「規約」)に基づき、SPring-8 データ・ネットワーク委員会(以下「委員会」)が SPring-8/SACLA における実験制御端末への遠隔接続について、必要な事項を定める。

## 第 2 条(利用者)

SPring-8/SACLA における実験制御端末への遠隔接続の利用者(以下「利用者」)は、規約第 5 条に定める者とする。その中には、SPring-8/SACLA 利用研究課題の参加者(以下「課題参加者」)、SPring-8/SACLA における実験制御端末を管理するビームライン担当者(以下「ビームライン担当者」)、SPring-8/SACLA における実験機器のメンテナンスを実施する企業等の従業員(以下「メンテナンス実施者」)が含まれる。

## 第 3 条(利用責任者)

利用責任者とは、遠隔接続の利用者を監督する責任があり、一般安全、インターネットセキュリティ等に関わるインシデントが発生した場合に問題解決に協力する義務を負う者をいう。利用責任者は、遠隔接続毎に定めなければならない。

## 第 4 条(接続条件)

SPring-8/SACLA における実験制御端末への遠隔接続は、次の各号のいずれかに該当する場合に認められる。

1. 課題参加者が実験状況を閲覧するために実験制御端末に遠隔接続するが、機器操作を行わない場合。
2. 課題参加者が実験を実施するために実験制御端末に遠隔接続し、機器操作等を行う

場合。

3. ビームライン担当者が実験準備、実験状況の閲覧、または不具合対応するために実験制御端末に遠隔接続する場合。
4. メンテナンス実施者が機器メンテナンスを実施するために実験制御端末に遠隔接続する場合。
5. 規約第3条が定める運用責任者(以下「運用責任者」)が特別に認めた場合。

#### 第5条(接続承認)

ビームライン担当者は、本ガイドライン第4条の各項に応じて運用責任者が定める申請を行い、運用責任者の承認を受けなければいけない。

#### 第6条(利用資格)

本ガイドライン第4条第2項および第3項の接続条件により接続する者は、理化学研究所播磨事業所安全管理室の利用基準を満たさなければならない。

#### 第7条(利用期間)

実験制御端末への遠隔接続は、規約第4条が定める運用管理者(以下「運用管理者」)が整備する仕組みを利用して、特定の期間のみ許可される。ビームライン担当者は、運用管理者による接続設定のために、本ガイドライン第4条の各項に応じて運用責任者が定める申請を行わなければならない。ただし、ビームタイム期間中は、本ガイドライン第4条第4項の接続は許可されない。

#### 第8条(遠隔実験システムの検査)

本ガイドライン第4条第2項および第3項の接続条件により接続する遠隔実験システムは、一年に一回以上、一般安全等に関わる検査を実施しなければならない

#### 第9条(禁止事項)

利用者は、次の各事項のいずれの行為も行ってはならない。

1. SPring-8/SACLA 共用実験ネットワーク、または、その他の SPring-8/SACLA における設備等に関わる運用の妨げになる行為。
2. 他の利用者あるいは第三者に、自身の接続資格を用いて SPring-8/SACLA における実験制御端末を利用させる行為。

3. 他の利用者になりすまして SPring-8/SACLA における実験制御端末で遠隔機器操作を行う行為。
4. ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または保存する行為。
5. 1.～4.の他、法令等に違反する行為。

#### 第 10 条(利用者の義務)

利用者は、SPring-8/SACLA における実験制御端末への遠隔接続にあたっては、本ガイドラインを遵守しなければならない。

2

利用者は、本ガイドライン第 9 条に定める各禁止事項のいずれかに該当する行為が他の利用者によりなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに窓口を通じて、運用管理者に通知しなければならない。

#### 第 11 条(接続承認の取消等)

運用管理者は、遠隔接続の利用に問題があると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができるものとする。

2

利用者が前項の指示に従わない場合、または、次の各事項のいずれかに該当したときは、運用責任者は、利用者の意思の確認なく遠隔接続の停止を含めた適切な処置を講ずることができるものとする。

1. 本ガイドライン第 8 条の検査で不適合となった場合。
2. 本ガイドライン第 9 条に定める各禁止事項のいずれかの行為、もしくは、それに準ずる行為がなされたことが判明した場合、あるいは、なされるおそれがあると運用管理者が判断した場合。
3. 本ガイドライン第 10 条に定める利用者の義務を怠ったと運用管理者が判断した場合。

#### 第 12 条(本ガイドラインの改定)

委員会は、SPring-8/SACLA および社会的状況の変化等に応じて本ガイドラインを改定することができる。